

南九州市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 14 号

南九州市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

南九州市行政改革推進委員会設置条例（平成19年南九州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中、「総務課」を「みらい創生課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。